

同封の資格情報のお知らせをご確認ください

マイナンバーカードと保険証の一体化により、令和6年12月2日から保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行します。

船員保険部では、すべての加入者様に安心してマイナ保険証を利用いただけるよう、マイナンバーに紐付けられた加入者情報の点検を実施しましたので、ご確認をお願いします。

また、加入者様ご自身の船員保険の資格情報を簡易に把握できるよう、資格情報のお知らせをお送りします。

資格情報のお知らせについて

① マイナンバーの下4桁をご確認ください。

船員保険に登録されたマイナンバーの下4桁を表示していますのでご確認ください。ご自身のマイナンバーと一致しない場合は、以下までご連絡ください。

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル

0570-015-369 ※土日祝日年末年始を除く
※IP電話等でつながらない場合は、船員保険部にご確認ください。

② お知らせを切り取って保管してください。

令和6年12月から以下の場合等にご利用いただけます。
切り取って大切に保管をお願いします。

給付金
申請

船員保険の各種給付金の申請に必要な
記号番号を知ることができます。

医療機関
受診

令和6年12月2日以降、医療機関等を受診する際に必要となる場合があります。
詳細は、裏面をご確認ください。

切り取った資格情報のお知らせを紛失等したときは、令和6年12月2日以降に「資格情報のお知らせ交付申請書」を船員保険部にご提出ください。

資格情報のお知らせ

あなたの加入する船員保険の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年X月X日時点)。なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診できません。

記号	XXXXXXXXXX	番号	XXXXXXXX	(校番)XX
氏名	XXX XXXX			
フリガナ	XXX XXXX			
生年月日	平成X年X月X日			
負担割合	3割			
資格取得年月日	令和X年X月X日			
保険者名称	全国健康保険協会船員保険部			

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の船員保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —

二次元コード

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりです(12桁のうち下4桁のみ表示)。方が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、船員保険部までご連絡ください。

① **** * 12桁 XXXX

② 資格情報のお知らせ

記号XXXXXXXXXX	番号XXXXXXXX	校番XX
氏名	XXX XXXX	
生年月日	平成X年X月X日	
資格取得年月日	令和X年X月X日	
保険者番号	02130011	
保険者名称	全国健康保険協会船員保険部	

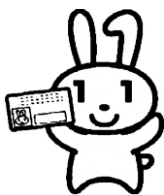
左を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

音声コード

マイナポータルでもご自身の最新の船員保険の資格情報を確認できます。
ログイン方法等については裏面の「マイナポータルの資格情報の確認方法」をご確認ください。

マイナ保険証をご利用ください！

マイナ保険証をご利用いただくことで
より便利に医療を受けられます！



入院等で
限度額適用認定証の
手続きをしなくても
高額な窓口負担をする
必要がなくなります。

手続きの
省略化

受付の
自動化

医療情報の
共有化

医療機関等の窓口では、
顔認証で本人確認と船員保険の
資格確認が行われます。

初めての医療機関でもご自身の
特定健診や薬剤・診療情報を
医師と共有できます。

マイナ保険証の登録がお済みでない方は、お手続きをお願いします！
登録がお済みの方は、医療機関を受診する際に、窓口でご利用ください！



全国健康保険協会
船員保険

令和6年12月2日以降の受診方法

●令和6年12月2日以降は、次の①～⑤の方法のいずれかで医療機関等を受診できます。

① マイナ保険証

保険証として利用登録したマイナバーカード（マイナ保険証）を利用することで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた適切な医療を受けることができます。

●マイナ保険証



<ご注意ください>

マイナ保険証を利用できるのは、オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等です。

導入している医療機関等は右の二次元コードから確認いただけます。
(厚生労働省ホームページ)



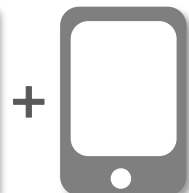
② マイナ保険証 + スマートフォン

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等でも、マイナポータル（スマートフォン）をマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。

●マイナ保険証



●スマートフォン



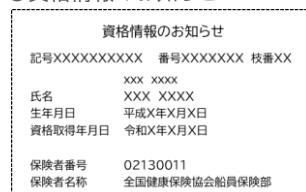
③ マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ

スマートフォンをお持ちでない方は、オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等で資格情報のお知らせをマイナ保険証とともに提示いただくことで受診することができます。

●マイナ保険証



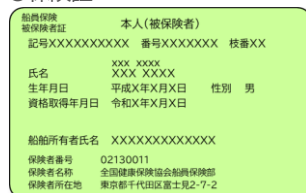
●資格情報のお知らせ



④ 保険証（令和7年12月1日まで）

令和6年12月2日に、保険証の新規発行が終了します。それまでに保険証をお持ちの方は、**令和7年12月1日まで使用することができます。**
(退職等で資格を喪失した場合、退職日の翌日以降は、使用できません。)

●保険証



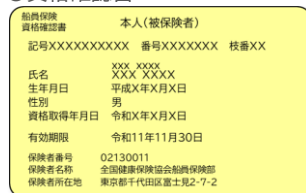
<ご注意ください>

令和6年12月2日以降は保険証を紛失等した場合でも**保険証の再発行はできません。**マイナ保険証をお持ちでない場合は、**資格確認書の交付申請**を船舶所有者を通じて行ってください。

⑤ 資格確認書

令和6年12月2日以降、資格取得された方のうちマイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書を提示いただくことで受診できます。
(発行手続きは船舶所有者を通じて行います。)

●資格確認書



<ご注意ください>

令和6年12月2日以降に船員保険を資格取得する際、**マイナ保険証をお持ちでない方や資格確認書の発行を希望する方は船舶所有者にそのことを伝えてください。**

(船舶所有者が取得手続時に資格確認書の発行手続きを行います。)

マイナポータルの資格情報の確認方法(イメージ)

●スマートフォンをお持ちの方は、マイナポータルの資格情報画面で、保険証の資格情報を確認できます。

ログイン方法等(アプリのダウンロードが必要です)



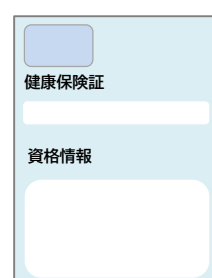
「はじめる」を押します。



「登録・ログイン」を押しマイナポータルにログインします。



ログイン後「健康保険証」を押します。



資格情報から、登録されている保険証情報が確認できます。